

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第 1 2 条の 4 による取引条件説明書面および同法第 1 2 条の 5 による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、豊鉄バス株式会社（愛知県豊橋市植田町字新津田 3 8 番地、観光庁長官登録旅行業第 2146 号。以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けま

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- <1> 当社、<2> 旅行業法で規定された「受託営業所」（以下<1><2>を併せて「当社ら」といいます。）に必要事項をお申し出の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項（3）に定める旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20% 以上

- 但し、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。※上表内の「旅行代金」とは第 6 項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、お申込み内容を確認の上、申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
 - 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項（1）の申込金を受領したときは成立するものとします。但し、通信契約による旅行契約の成立は、第 2 0 項の定めによります。
 - 旅行参加者に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲で応じます。
 - 本項（4）の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
 - 団体・グループ契約

- <1> 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込みだ募集型企画旅行契約の締結については、本項（6）の<2>～<5>の規程を適用します。
- <2> 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- <3> 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- <4> 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- <5> 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- <6> ウェイティングの取り扱いについての特約

- 当社は、お申し出いただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
- お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待たせいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認させていただきます。お客様は必要事項をお申し出の上、申込金相当額をお支払いいただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社に来るに旅行契約が成立することをお客様も承知していただきます。
 - 当社は、前（ア）の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - 旅行契約は当社が前（イ）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。
 - 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する

旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただきません。

3. 申込条件

- 未成年の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方など特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用期間等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者・介助者の同行などを条件とさせていただきます。お客様のご同意の上、コースの一部内容を変更させていただきますか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- 当社は第 2 項（3）に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- 本項（1）の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上運送機関の名称を限定して挙列した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してまじのばって 7 日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）まで、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。
- 第 2 項（3）に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあつたときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（1）の契約書面に記載するところによります。ただし、本項（2）の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 1 4 日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定日までに前払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 1 2 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）、1 2 歳未満の方は、こども代金となります。
- 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金」として表示した金額「プラス」「追加代金」として表示した金額「マイナス」「割引代金」として表示した金額をいいます。この合計金額は、第 2 項の「申込金」、第 1 2 項（1）の「取消料」、第 1 3 項（1）の②の「違約料」、および第 1 9 項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります）、宿泊費、食料料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸課税・サービス料等。
- 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他費用。上記（1）～（3）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの

8. 旅行代金に含まれないもの

- 第 7 条のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 旅行手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- クーリング代、電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金や交通費等
- 傷害・疾病に関する医療費等
- 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速や

かに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 1 5 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
 - 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされたときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ料金代金を減額します。
 - 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更額だけ旅行代金を減額します。
 - 第 9 項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っていただくことにかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
 - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合には、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は当社に必要事項をお申し出の上、交替に要する費用を当社にお支払いいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

- 旅行開始前
 - お客様は第 2 項の旅行契約成立後いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表）取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって	右記日曜の旅行以外	日曜の旅行（夜行含む）
① 21 日前に当たる日以前の解除	無 料	無 料
② 20 日前に当たる日以降の解除（③～⑦を除く）	旅行代金の 20%	無 料
③ 10 日前に当たる日以降の解除（④～⑦を除く）	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④ 7 日前に当たる日以降の解除（⑤～⑦を除く）	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤ 旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥ 旅行開始の当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

- お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 第 9 項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第 1 9 項の表に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - 第 1 0 項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - 当社らがお客様に対し、第 4 項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 当社は、本項（1）の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは 1 室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- 当社は本項（1）の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。

（2）旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となつた旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は旅行代金のうち、お客様が当該変更を行うことができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものではない場合に限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

- 旅行開始前
 - 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行により、耐えられないと認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあること認められるとき。
 - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員に達しなかったとき。

じめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいです。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行が安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいです。
- お客様が第5項に定める期日まで旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合において、お客様は当社に対して、第12項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただけます。

(2) 旅行開始後

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わなかったとき、またはこれら者のまたは同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の責務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
- 当社は、本項(2)①のア、フの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻するために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12項、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理と添乗員等

- 当社はお客様のうち安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対して次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 - お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じます。
 - 前①の措置を講じたにもかかわらず、契約の内容を変更せざるを得ない場合や、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなわないものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。
- (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は、現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面に(最終日程表)に明示します。
- 添乗員の同行の有無(パンフレット等に)明示します。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

16. 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を任じます。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内にお客様に対して通知があったときに限ります。
- 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくはは目的地滞在時間の短縮
- 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限定として賠償します。

17. お客様の責任

- お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

- 当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物として被られた一定の損害について、死亡補償金150万円、入金見舞金として入院日数により2万円〜20万円、通院見舞金として通院日数により1万円〜5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項より損害賠償義務を

- 重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を受取して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場所に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライダーレング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハンダライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (6) 地震、噴火、津波及びこれら事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

19. 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③で規定する変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。
 - 次に掲げる事由により変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - オ、欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
 - 第12、13項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
 - パンフレットに記載した旅行サービス提供を受けられる順序が変更になった場合でも、旅行中に当該サービスの提供を受けられることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1名様1名につき、旅行代金の1.5%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をすることがあります。
- <変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始日前	旅行開始日後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は宿泊より低い料率のものへの変更(変更後の等級及び設備の料率金合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の乗継便又は経路便の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、原価その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった変更	2.5%	5.0%

20. 通信契約

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の広票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け場合があります。その場合、旅行代金の支払いは、契約金額の全額を決済するものとなります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等で受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取り扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の広票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく場合は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - 通信契約の申込みの際に、会員は申込みしよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
 - 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとなります。
 - 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。

21. 個人情報の取扱い

- 当社らは、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については(パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日曜日にお送りする確定書面に記載されます。))の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保

- する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただいた際には、これらの個人情報データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- このほか、当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行商品や店舗に対するご意見アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページ(https://www.toyotetsu.com/hanit/)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

22. その他

- お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様に負担いただきます。
- お客様の便宜を図るため土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰する事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- ご集合時間は厳守して下さい。集合時間に遅れられない場合の責任は一切負いかねます。
- 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰りが遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなくてはならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、確定書面(最終旅行日程表)に記載している集合場所を除外(集合)してから、当該解散場所に着き(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能限りでのこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第16項(1)及び第19項(1)の責任を負いません。
- お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空会社に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスラベル制度)に同意をし、当社が手配した航空便以外に搭乗される場合は、当社の手配業務、旅程管理業務は履行されたとし、また、当該変更部分にかかわる旅程保証責任、特別補償責任は免責となりますのでご了承ください。

23. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。当社旅行業約款は当社ホームページ(https://hanit-tour.jp/)からもご欄になれます。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。

25. 弁済業務保証金制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社らその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

観光庁長官登録旅行業 2146 号
(社) 日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員


豊鉄バス株式会社

お申し込み・お問い合わせ **豊鉄観光サービス**

□エモア旅行センター
豊橋市駅前大通一丁目 46-1 ☎ (0532) 54-5691

□豊川旅行センター
豊川市南大通四丁目 42 番地 1 ☎ (0533) 86-7285

□団体営業課
豊橋市磯辺下町字東坪 51 番地 ☎ (0532) 87-4811